

西予市地域担当職員設置要綱

平成23年 3 月 28 日

西予市訓令第15号

(設置)

第1条 地域づくり組織の円滑な運営を促進するため、地域発「せいよ地域づくり」事業実施要領(平成23年西予市告示第33号)第7条第1項の規定に基づき、西予市地域担当職員(以下「地域担当職員」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域担当職員は、地域づくり組織に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 地域づくり組織の設立及び運営に関すること。
- (2) 地域づくり計画の策定及び事業実施に関すること。
- (3) 情報の提供や指導助言、市の各種施策との調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域づくり組織の支援に必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 地域担当職員は、地域の実情、要望等に応じて、地域づくり組織ごとに必要な人員を配置するものとし、市長が任命する。

- 2 地域担当職員の内1人が責任者となり、所掌事務のとりまとめを行うとともに、地域づくり組織の代表者等との連絡調整を行う。
- 3 地域担当職員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、人事異動等の事由による場合を除く。

(職務等)

第4条 地域担当職員は、まちづくり推進課及び各支所総務課との連携を図るとともに、責任者の指示により行う。

- 2 地域担当職員は、地域づくり全般について広く知識を習得するため、研修等に参加するとともに、各部署との連絡調整を図るものとする。
- 3 地域担当職員は、第2条に規定する事務を行う場合は、各所属長の許可を受けなければならない。
- 4 まちづくり推進課長は、第2条に規定する地域づくり組織への支援にかかる必要な情報を周知するものとし、前項に規定する各所属長は、所属する地域担当職員が従事する地域づくり組織への支援活動を把握し、円滑な地域づくりが推進できる体制づくりに努めなければならない。

(連絡調整会議)

第5条 各地域の取り組み等を情報交換するため、必要に応じまちづくり推進課長が招集し、全地域の責任者による連絡調整会議を開催する。

(庶務)

第6条 地域担当職員に係る庶務は、政策企画部まちづくり推進課及び各支所総務課において行う。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、地域担当職員の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則([平成25年西予市訓令第2号](#))

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則([平成26年西予市訓令第23号](#))

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則([平成27年西予市訓令第10号](#))

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則([平成28年西予市訓令第4号](#))

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則([平成29年西予市訓令第4号](#))

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則([平成29年西予市訓令第10号](#))

この訓令は、平成29年8月1日から施行する。

附 則([令和2年西予市訓令第9号](#))

この訓令は、公布の日から施行する。